

愛媛県学校生活協同組合連合会 の団体扱自動車保険がおトク！



団体扱制度をご利用いただくと保険料が割安になります。
この機会に是非ともご契約くださいますようお願いいたします。

愛媛県の団体扱割引

15% 適用

団体扱割引15%は、保険期間の始期日が2019年4月1日から2020年3月31日までの契約に適用されます。割引率は、団体の損害率等により毎年見直されます。



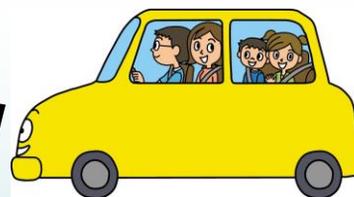
一時払・分割払とも一般契約
の一時払・分割払に比べ

約5% 割安

団体扱一時払は一般契約一時払に比べて5%割安です。
団体扱分割払は一般契約と異なり分割割増がかからないので約5%割安となります。

団体扱契約は
一般契約に比べて

約19% 割安!!



《ご注意》

- 上記割引率は、次の通り、団体扱割引等を連算して算出しております。
一時払の場合： $1 - [(1 - \text{団体扱割引} \cdot 15\%) \times (1 - \text{団体扱一時払割引分} \cdot 5\%)]$
分割払の場合： $1 - [(1 - \text{団体扱割引} \cdot 15\%) \times (1 - \text{一般契約分割割増分} \cdot \text{約}5\%)]$
- 残高不足等により2か月続けて口座振替不能が発生した場合等には、団体扱・集団扱特約が失効し、残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

教職員OBの方もご加入・ご継続できます！

団体扱自動車保険の加入メリット

- ◆現在のご契約の**等級・事故有係数適用期間**（無事故・割増）は**継承**（ただし、一部の共済は除きます。）
- ◆毎月の保険料支払いは**給与引去り**（現役時）
- ◆分割払いでも**割増保険料は不要**
※OBの方は『一括払・口座振替』のみ
- ◆同居のご家族のお車もご契約の対象

【団体扱ご加入の要件について】

- 愛媛県学校生協連合会が団体扱での加入を認めた方
でかつ、以下の●要件をすべて満たす必要があります。
- 保険契約者は愛媛県下の学校生協の組合員の方
 - 記名被保険者（=ご契約のお車を主に使用する方）
およびご契約のお車の所有者が保険契約者本人、保険契約者の配偶者、保険契約者またはその配偶者の同居の親族・別居の扶養親族のうちいずれかの方
- ※OBの方は、さらに①、②のいずれかを満たす場合
- ①ご退職時に団体扱契約に加入されていた方（継続してご加入いただくことが条件となります。）
 - ②地方公務員等共済組合年金が支給されている方（証明書コピーをご提出願います。）

<引受保険会社>

東京海上火災保険(株) 三井住友海上火災保険(株) 損害保険ジャパン日本興亜(株)

